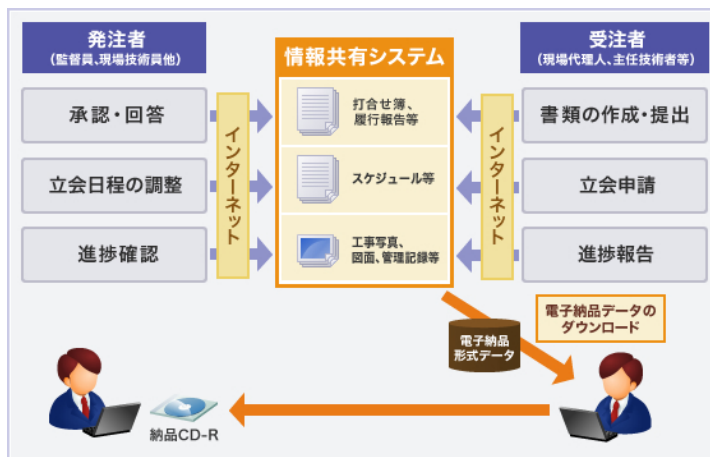


工事情報共有システムの活用について

1. 概要及び目的

情報共有は、CALIS/EC（公共事業支援統合情報システム）の取組の一つであり、ICT（情報通信技術）を活用し、受発注者間の工事に関する情報を電子的に交換・共有することにより「生産性の向上」、「業務の効率化」、「工事書類の簡素化・電子化」を図るものである。



2. 導入方針

2-1 システム利用の基準及び利用料について

基本的には国基準に準拠するが、詳細は県基準を策定

①策定基準等（平成 31 年 4 月改定予定）



- 山形県県土整備部における工事情報共有システム利用の試行要領
- 山形県工事情報共有システム運用ガイドライン（試行）

②利用料・・・受注者が支払う。

※土木工事標準積算基準書（国土交通省版 [I]）の技術管理費に率計上

2-2 導入計画

	平成 31 年度				平成 32 年度～
	4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月	1 月～3 月	
基準改定	●				●
職員研修		●			●
試 行	→				
本格運用	平成 32 年度目標				→

※平成 31 年度の職員研修は 6 月 20～21 日に実施予定

2-3 対象工事及び対象書類

①対象工事・・・現在【平成 29 年 7 月～適用】

県土整備部発注の当初設計金額 2,000 万円以上の工事（営繕工事を除く）

予定【平成 31 年 4 月～適用】

県土整備部発注の全工事（営繕工事を除く）

そのうち、当初設計金額 2,000 万円以上は原則利用

→ただし、現場事務所の環境において通信回線を確保出来ない等の理由により、利用不可能と受発注者の事前協議で判断した場合はこの限りではない。

※発注者は、「特記仕様書」に対象工事である旨を記載

②対象書類・・・「工事打合せ簿」、「材料確認書」、「段階確認書」「工事履行報告書」
「確認・立会依頼書」の5書類

3. システム方式及びシステム選定について

①システム方式・・・ASP※方式

※ASP（「アプリケーション・サービス・プロバイダー」の略）

アプリケーションソフトをインターネット上で利用するサービスを提供している業者

②システム選定・・・国土交通省の情報共有システム機能要件を満たした9社

○国土交通省の機能要件を満たした情報共有システム提供者

提供者名	備考
1. 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	東北では提供していない。
2. 株式会社アイサス	
3. 株式会社建設システム	
4. 川田テクノシステム株式会社	
5. 株式会社建設総合サービス	
6. 株式会社現場サポート	
7. 東北インフォメーション・システムズ株式会社	
8. 日本電気株式会社	東北では提供していない。
9. 株式会社ビーイング	

4. アンケート結果（H30年3月末～4月初めに調査）

【受注者】

①良かったところ

- ・事務の軽減になった。（アンケート回答者全員）
- ・移動時間短縮のため、現場に専念できた。
- ・時間場所を気にせず書類提出できた。
- ・書類が即時に確認できた。
- ・書類の回覧状況が確認できた。
- ・スケジュール管理機能が便利だった。

②悪かった（困った）ところ

- ・書類と電話のみだと認識のズレが生じる可能性があると思った。
⇒書類と電話で説明しきれない場合は、打ち合わせで対応
- ・コミュニケーション取れているか不安だった。
⇒事務軽減となった分、監督職員の現場確認時にコミュニケーションに時間をかける。
- ・システムの利用方法を覚えるまで時間を要した。
⇒ヘルプデスクを活用して慣れる。
- ・なかなか決裁下りなかった。
⇒監督職員は受注者に決裁状況を説明する。また、紙と違って回覧状況を確認できるので、状況確認し催促する。

【発注者（複数システム利用者）】

①良かったところ

- ・どのシステムも操作が単純で困らなかった。
- ・机の周りに書類が山になることなくスッキリした。
- ・職場にシステム提供業者が操作説明しに来てくれたので、すぐに慣れた。

②悪かった（困った）ところ

- ・複数システム利用すると慣れるまで面倒だった。

山形県県土整備部 i-Construction 説明会

⇒ヘルプデスクを活用して慣れる。

- ・複数のシステムを利用すると、それぞれのログインIDとパスワードがあるので、少し面倒だった。
- ⇒平成32年度からの本格運用時には利用システム条件に制限をかけてシステムを絞りたい。
- ・発議毎に通知メールが来るので、重要なメールを見落とすことがあった。
- ⇒通知メールを停止することも可能。

【総評】

操作自体は単純で、慣れれば、大幅に事務が軽減し、書類の保管スペースも大幅に減り、事務軽減になった分を現場での受発注者間のコミュニケーションに時間をかければデメリットをカバーしてメリットの部分が圧倒的に多い。

5. 全国の動向

- ・全国自治体では40都道府県がシステムを利用しており、そのうち東北6県も利用している。
(平成30年11月調査時点)
- ・国土交通省では平成27年度から原則全ての工事で利用することとしている。

6. 最後に

工事情報共有システムの利用は、10年以上前から利用している自治体も多数あり、現在では全国的に利用するのが標準という流れになってきていますので、ヘルプデスクや操作説明会をどんどん活用して慣れていただきたいと思います。

以上